

発議第2号

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年3月24日提出

熊本市議会議員	津田征士郎
同	三島良之
同	澤田昌作
同	藤山英美
同	紫垣正仁
同	坂田誠二
同	原 亨
同	井本正広
同	藤永 弘
同	西岡誠也
同	福永洋一

熊本市議会議長 原口亮志 様

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「中央区 11人 東区 13人」 を 「中央区 12人 東区 12人」 に、
「南区 8人 北区 10人」 を 「南区 9人 北区 9人」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（提出理由）

令和2年国勢調査の結果に伴い、各選挙区において選挙すべき議員の数を見直すため、所要の改正を行うものである。